

新型コロナウイルス感染症の検査を受けられた皆さまへ

～陽性判定となった場合～

もし、陽性判定を受けられたら大変驚かれることと思います。

新型コロナウイルス感染症は、政令で**指定感染症**として定められており、陽性者で呼吸器疾患を有する方等は入院の対象となります。

現在、福岡県では、**軽症又は無症状で、医師の判断により入院の必要がないとされた方は、安全に療養していただくため、以下の理由で宿泊療養をしていただくこと**としています。



あなたを守る！

新型コロナウイルス感染症は、発症後5日から7日までに突然、**呼吸不全に至る**患者さんがいます。また、症状がない方でも、**後に症状が出る場合があります**ので、注意が必要です。

ご家族や大切な人を守る！

医師の管理下で宿泊療養を行うことは、患者さん自身の安全面にとってふさわしいことと思われます。当然のことながら、**あなたと同居されているご家族のほか、ご友人など大切な方へ感染させる危険性を排除**することもできます。

宿泊療養をしていただきますようお願いいたします。

検査結果の連絡及び宿泊療養施設への入所の連絡について

- ・検査結果が分かり次第、**医療機関及び最寄りの保健所**からご連絡をいたします。
- ・保健所において、宿泊療養が必要と判断された場合はその旨のご案内をいたします。

宿泊療養施設への入所の準備について

- ・数日分の着替え・タオル、洗面用具等が必要です。
- ・施設へは、県又は市の手配した車両でお連れいたします。

退院・退所基準について

- ・**有症状**の方については、原則として発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 等
- ・**無症状**の方については、原則として検査日から10日間経過した場合 等

その他

- ・体調が悪くなった時には、かかりつけ医又は最寄りの保健所にご連絡いただきますようお願いいたします。

詳しいことは福岡県ホームページへ
(新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設利用のしおり及び同意書のご案内)

福岡県 宿泊療養 しおり

検索

